令和７年度

蓮田市定例監査兼行政監査
結 果 報 告 書

蓮 田 市 監 査 委 員

㊥

監査　第　９０　号
令和８年３月１８日

蓮　　田　　市　　長　　山 口 京 子 様
蓮 田 市 議 会 議 長　　木佐木 照男 様
蓮田市教育委員会教育長　　西 山 通 夫 様
蓮田市選挙管理委員会委員長　　栗 原 一 男 様
蓮田市公平委員会委員長　　町 田 知 啓 様
蓮 田 市 農 業 委 員 会 会 長　　萩 原 和 夫 様
蓮田市固定資産評価審査委員会委員長　　飯 野 浩 一 様

蓮田市監査委員　小　林　　猛

蓮田市監査委員　中　里　幸　一

令和７年度定例監査兼行政監査結果報告書について（提出）

地方自治法第１９９条第２項及び第４項の規定による標記の監査を実施したので、結果報告書を提出します。

＜ 目　次 ＞

頁

第１　監査の概要
　１　監査のテーマ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　２　監査の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　３　監査の対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　４　監査の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　５　監査の着眼点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　６　監査の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

第２　調査の概要
　１　事前調査の結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　　(1) 公共用地の借地状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　　(2) 公共用地の購入状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

第３　調査の結果
　１　公共用地の借地状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　　(1) 課所別集計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　　(2) 用途別集計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　　(3) 面積別集計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　　(4) 借地料単価別集計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　　(5) 単価の算出根拠別集計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　　(6) 年間支払額別集計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
　　(7) 契約期間別集計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
　　(8) 借地の開始時期別集計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
　　(9) 借受け先別集計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　　(10) 庶務課報告別集計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　２　売買交渉の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　３　公共用地の購入状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

第４　監査の結果及び提言・要望
　１　監査の結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　２　提言・要望事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　　(1) 契約書の作成について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　　(2) 伺書への記載事項について　・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　　(3) 庶務課への報告について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　　(4) 庁内基準の更新について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　　(5) 借地の購入に向けた検討について　・・・・・・・・・・・・・・13

≪参考資料≫

1　監査対象借地一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
2　令和６年度決算状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
3　令和７年度予算状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
4　蓮田市財産規則（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
5　地方自治法（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

凡例

1　報告書中「部」は室、局、「課所」は課、室、局を含むものとして表記した。

2　各集計の数値等は、各課から提出された調査票の回答結果に基づき作成した。また、比率（％）は、合計が100となるように一部調整した。

3　各集計において、件数については、筆数を基本とし、内容により最大、最小を求めるような場合には、必要な集約を行って抽出した。

4　各集計における構成比率は、各列目の合計値に対して、各行目の割合を求めたものであり、列目が複数ある場合には、枠内を分割し並列表記としてある。

5　資料編にて算出した単価は、年間借地料を借地面積で除算して得られた値を四捨五入により整数としているため、面積と単価の乗算で得られた値は、実際の借地料とは合致しない場合がある。

第１　監査の概要

１　監査のテーマ

公共用地の借地について

２　監査の目的

財産の借入れについては、蓮田市財産規則第２６条に「伺書に契約書案を添付し、市長の決裁を受けなければならない。」と、また、第２８条には、公有財産に増減異動があったときは「報告書を財産主管課長に提出しなければならない」と規定されている。

今回の監査では、市が公共用地として、法人又は私人等から借り受けている土地について、契約事務が適正に執行されているか、また、その事業運営が社会情勢や行政需要の変化に対応しているか等を検証することにより、今後の事業運営及び事務改善に資することを目的として監査を実施した。

３　監査の対象

(1) 令和７年１０月１日現在において、有償無償を問わず公共用地として借り受けているもの。ただし、道路及び水路は除き、一時的（１年未満）な借受けについても対象外とする。

(2) 令和３年４月１日から令和７年９月３０日の期間において、有償無償を問わずに公共用地として借り受けていた土地を購入したもの。

【対象課所】

危機管理課／自治振興課、産業振興課、みどり環境課／障がい者支援課、長寿支援課／道路課、都市計画課／水道課、下水道課／教育総務課、学校教育課／保育課、社会教育課、文化スポーツ課／消防総務課

４　監査の期間

令和７年１０月１７日から令和８年３月１７日まで

５　監査の着眼点

(1) 契約書の作成について（有効性、不備等の有無はどうか）

(2) 契約内容の適否（借地料設定の根拠、契約期間等は適切か）

(3) 用地の借用の考え方について（統一的な考えはあるか）

(4) 用地の取得について（取得意向、交渉実績はあるか）

(5) その他監査委員が必要と認める事項等

６　監査の方法

全課所に事前調査票の提出を求め、公共用地の借用又は購入について実績のある対象課所を特定、個別調査票及び関係書類の提出を求めるとともに、令和８年１月１４日及び１５日にヒアリングを実施した。

なお、購入実績のある１課については、別途関係書類の提出を求め、ヒアリングを実施した。また、当初監査対象としていなかったものからも、類似や参考となる案件については、追加で関係書類の提出を求め調査を補完した。

第２　調査の概要

１　事前調査の結果

(1) 公共用地の借地状況

事前調査として、３６課所に対して文書照会を行ったところ、借用有（有償及び無償）が５課所、借用有（有償のみ）が９課所、借用有（無償のみ）が２課所、該当なしが２０課所、購入（有償借用）が１課所という結果であった。

(2) 公共用地の購入状況

事前調査では、今回の監査対象となる用地取得が１課で１件確認されている。市では当該用地以外にも用地取得の例はあるが、いずれも「公共用地として借用していた用地の購入」ではないため、今回は監査の対象外とした。

第３　調査の結果

１　公共用地の借地状況

令和７年１０月１日現在の公共用地の借地契約の状況は、16の課所において、145件の借地契約が結ばれており、合計面積は128,479.31㎡、借地料は年間で約1,745万円となっている。各項目の集計状況は次のとおりである。

なお、各課所別の借地状況一覧は、資料として巻末に掲載している。

(1)-1 課所別集計（課単位）

課所	面積（㎡）	年間借地料（円）	無償面積（㎡）
危機管理課	301.64	28,412	242.39
自治振興課	3,893.73	1,651,502	0
産業振興課	14,418.36	1,280,470	0
みどり環境課	57,784.78	2,887,153	51,246.88
障がい者支援課	246.00	0	246.00
長寿支援課	5,080.00	5,030,616	0
道路課	1,041.46	1,388,967	0
都市計画課	21.00	24,696	0
水道課	49.66	32,458	0
下水道課	300.14	84,611	18.00
教育総務課	6,386.76	771,313	5,362.00
学校教育課	435.00	146,160	0
保育課	4,111.14	2,520,704	0
社会教育課	1,582.59	1,560,780	0
文化スポーツ課	32,685.00	0	32,685.00
消防総務課	142.05	45,870	55.19
合　　計	128,479.31	17,453,712	89,855.46

面積については、１位がみどり環境課で全体の約半分を占めている。２位は文化スポーツ課、３位が産業振興課である。借地料については、１位が長寿支援課、２位がみどり環境課、３位は保育課である。課所別の状況は以下のとおりである。

危機管理課は、全防災行政無線子局62箇所のうち、19箇所の用地を借用しているが、有償と無償がある。なお、一部には借用契約ではなく、使用の同意書により事

業が継続されている案件がある。また、他課で借用している用地の一部を借用している箇所が1箇所あるが、件数は1件とカウントするが、面積と金額は契約課の方に計上する扱いとしている。

自治振興課は、全てが私人からの借用であり、コミュニティセンターの事業用地となっている。産業振興課は、ふれあい農園と根金運動広場（いずれも旧農政課）の用地、みどり環境課は、公園用地に加えて、暫定バス転回場、環境学習館、東口駅前トイレ、ゴミ集積場の用地など、多種多様な用地を借用しているが、その大半が無償であり、相手方により借用契約ではなく、使用許可を得て事業を継続している案件も複数ある。

障がい者支援課では、蓮田はなみずき作業所の駐車場用地を私人から借用しているが無償である。長寿支援課では、老人福祉センターの事業用地の大半を借用している。

道路課及び都市計画課では、道路施設や排水施設のための用地を有償で借用しているが、借地の解消に向けた取組を継続している。

水道課では、私人から追加塩素注入施設用地のほか、浄水場案内標識の支柱用地を借用しており、下水道課では、マンホールポンプ制御盤等の用地として、小規模な用地を多数借用している。

教育総務課では、学校施設用地を借用している。なかでも平野小学校及び平野中学校に関する用地が多く、その大半が無償となっている。学校教育課では、複数の私人から用地を借用し、通学路として利用していたが、所有者の一部に用地を返還したことで、通学路としての機能を維持することが困難となったため、残りの借用地についても返還する方向で検討している。

保育課では、児童センター及び一部の保育園の用地を借用している。そのうち、黒浜保育園は敷地と駐車場の双方とも私人からの借り入れである。社会教育課では、図書館や埋蔵文化財整理室の用地を借用している。そのうち図書館については、旧市庁舎の用地を引き継いでいるもののみで、当初の契約主体ではない。文化スポーツ課では、閏戸運動場やトーモクグラウンドを借用している。借用の対価に相当すると考えられる金額を土地賃借料ではなく、報償費として支払っているため、表中の無償の欄に全面積をそのまま再掲している。

消防総務課では、194か所の防火水槽を管理しているが、公設86か所のうち6か所が借地で、有償と無償が混在している。また、借用開始が古く、借用開始年月日が特定できないものも複数含まれている。

(1)-2課所別集計（部単位）　　［構成比率：面積・年間借地料］

部単位	面積（㎡）	年間借地料（円）	構成比率（%）	
総合政策部	301.64	28,412	0.23	0.16
環境経済部	76,096.87	5,819,125	59.23	33.34
健康福祉部	5,326.00	5,030,616	4.15	28.82
都市整備部	1,062.46	1,413,663	0.83	8.10
上下水道部	349.80	117,069	0.27	0.67
学校教育部	6,821.76	917,473	5.31	5.26
生涯学習部	38,378.73	4,081,484	29.87	23.38
消防本部	142.05	45,870	0.11	0.26
合　　計	128,479.31	17,453,712	100.00	100.00

(2)用途別集計

用途	面積（㎡）	年間借地料（円）	無償面積（㎡）
駐車場 (敷地一部と駐車場、運動場と駐車場、施設敷地と駐車場、児童センター及び蓮田南保育園用地及び駐車場含む)	16,967.86	10,687,610	246.00
農園	9,845.00	295,350	0
保育園	2,477.96	1,051,548	0
学校	6,821.76	917,473	5,362.00
運動場	32,685.00	0	32,685.00
社会教育施設	41.00	9,564	0
衛生施設	45.62	0	45.62
公園	51,201.26	0	51,201.26
道路	787.78	1,270,838	0
排水管用地	253.68	118,129	0
水道施設	49.66	32,458	0

下水道施設	300.14	84,611	18.00
防災施設	301.64	28,412	242.39
消防施設	142.05	45,870	55.19
その他 (暫定バス転回場、集会所、排水施設用地)	6,558.90	2,911,849	0
合　　計	128,479.31	17,453,712	89,857.46

用途別の状況について、年間借地料は、駐車場の借地料が約1,069万円と一番多く、借地の面積では、公園が約51,201㎡と一番広く、全体の約半分を占めている。

特に着目すべきは、無償で借り受けている用地が借地全体の約7割を占めており、行政事業全般で私人、法人を問わず、多くの善意と理解と協力に支えられていることが伺える。

(3)面積別集計　　[構成比率：全体・無償]

面積（㎡）	件数（全件）	件数（無償）再掲	構成比率（%）	
～ 100	75	21	52.08	45.70
101 ～ 500	31	2	21.53	4.30
501 ～ 1,000	14	6	9.72	13.00
1,001 ～ 2,000	5	7	3.47	15.20
2,001 ～ 3,000	8	1	5.56	2.10
3,001 ～ 4,000	2	2	1.39	4.30
4,001 ～ 5,000	4	1	2.78	2.10
5,001 ～ 10,000	4	5	2.78	10.80
10,001～	1	1	0.69	2.10
合　　計	144	46	100.00	100.00

面積別の状況については、100㎡以下の契約件数が75件、101～500㎡の契約件数が31件と多く、全体としては、2,000㎡以下の契約が約87%を占めている。

なお、面積の一番大きな契約は、筆単位ではなく、使途・区画別で見た場合には産業振興課の管理するふれあい農園（閏戸・川島）の借地で約9,845㎡であり、次に

みどり環境課の管理する元荒川河川敷公園用地が約9,642㎡となっている。

また、面積が一番小さな契約は、危機管理課の管理する防災行政無線子局用地（支柱敷地）の0.64㎡となっている。

(4)借地料単価別集計（年額円／㎡）

借地料単価（円）	件数	構成比率（%）
～ 500	61	62.25
501 ～ 1,000	29	29.59
1,001 ～ 2,000	8	8.16
合　計	98	100.00

※無償は含まない。

借地料単価別の状況については、1㎡当たりの単価が500円以下の契約件数が61件、501～1,000円の契約件数が29件と多く、1,000円以下の契約件数が全体の約92%を占めている。

借地料単価が一番高い契約は、危機管理課が管理する防災行政無線子局の借地が面積1㎡で1,296円、借地単価が一番低い契約は、産業振興課の管理する、ふれあい農園用地で借地面積1㎡当たり30円となっている。

また、借用地が狭小のため、借地料がまとまらないケースでは、市及び公営企業の双方において、1,000円/㎡との取扱いをしている。

なお、ふれあい農園の賃借料については、地目が農地であることで市の内規では算出困難であるため、隣接市町における同様の事業での賃借料を参考に独自に算出したものである。

(5)単価の算出根拠別集計

単価の算出根拠	件数	構成比率（%）
固定資産税等	40	40.82
周辺地価	25	25.50
近隣案件	13	13.27
その他	20	20.41
合　　計	98	100.00

※無償は含まない。

単価の算出根拠別の状況については、固定資産税の評価額等という回答が40件と一番多く、全体の約40%となっている。

これは市の内規に準じたことによる。次に多かった回答は、周辺地価で25件となっている。こちらの内容としては、市の内規を原則としながらも、周辺地価を加味したというものが多く、次にその他が20件と続いている。

こちらは市の内規の特記事項として、借用面積が小さく、金額がまとまらないため1,000円への繰り上げを行ったものが大半であるが、一部には借地を開始した当初の交渉記録等が確認できなかったものも含まれている。

(6)年間支払額別集計

年間支払額（千円）	件数	構成比率（%）
～ 500	89	90.82
501 ～ 1,000	4	4.08
1,001 ～ 2,000	4	4.08
5,001 ～ 10,000	1	1.02
合　　計	98	100.00

年間支払額別の状況については、50 万円以下が 89 件と一番多く、そこから 200 万円以下までで 97 件となり、全体の約 99%を占めている。

また、年間支払額が一番高い契約は、長寿支援課の管理する老人福祉センターの約 503 万円で、年間支払額が一番低い契約は、無償を除き、内規の特記事項による 1,000 円となっている。

なお、支払額が高額なものは、多くが公共施設の建物立地に該当する部分である。

(7)契約期間別集計　　［構成比率：全体・無償］

契約期間	件数（全件）	件数（無償）再掲	構成比率（%）	
1年	8	5	5.56	10.87
3年以内	36	9	25.00	19.57
5年以内	75	20	52.08	43.47
10年以内	6	0	4.17	0
その他（長期）	7	0	4.86	0
無　期	12	12	8.33	26.09
合　計	144	46	100.00	100.00

契約期間別の状況については、「5年以内」の契約が75件と一番多く、全体の約52%を占めている。次に多かった回答は「3年以内」が36件で25%であり、その他（長期）も7件存在している。

その他（長期）や無期には、終期の記載のない使用許可や同意書等も含まれており、埼玉県や土地改良区からの借用が大半となるが、一部には、契約終期について不適当な記載も確認された。

契約期間が適切でないと、契約事項に具体性がなく、契約自体が曖昧になるため、機会を捉えて適切な期間を定めた契約へと更新を行うべきである。

(8)借地の開始時期別集計

借地の開始時期	件数	構成比率（%）
昭和	51	35.42
平成	83	57.64
令和	3	2.08
その他	7	4.86
合　計	144	100.00

借地の開始時期別の状況では、昭和と平成に契約を開始したものが134件、約93%で令和に入って借地を始めたものは、3件となっている。

なお、その他に分類された契約は、当初契約の資料が現存しておらず、契約開始年度が特定できない用地である。

(9)借受け先別集計

借受け先	件数	構成比率 (%)
私人	99	68.75
法人	29	20.14
その他	16	11.11
合　計	144	100.00

借受け先別の状況については、私人が99件と一番多く、全体の約69%を占めている。法人は29件、その他は16件となっている。

なお、その他には、国や埼玉県、法人格の有無が判然としない地縁団体等からの借り受け、私人と法人等が混在して所有している案件を分類している。

(10)庶務課報告別集計

庶務課報告	件数	構成比率 (%)
実施	70	48.61
未実施	71	49.31
その他	3	2.08
合　計	144	100.00

庶務課への報告については、全体の約49%が行っている。未実施やその他として、報告を行なっていないとの回答には、質問の誤認によるものや、蓮田市財産規則の未知や誤解によるものも含まれるため、組織として統一的な運用が求められる。

２　売買交渉の状況

売買交渉別の状況については、ほとんどの課所が「具体的な売買交渉を行っていない」との回答であった。公共用地の借地は、中長期にわたる負担を伴うものが多いため、将来にわたる事業コスト等を勘案し、長期的な運営が想定される施設においては、土地の購入も視野に入れることも求められる。特に借地に公共施設が建設されている場合には、同施設の長寿命化改修や建て替えのタイミングが用地交渉の機会となるので、機会を捉えて用地取得の是非の判断や、計画・方針に基づいて交渉をしていくことも必要である。

３　公共用地の購入状況

令和３年４月１日から令和７年９月３０日の期間に、公共用地として借り受けていた土地を購入したものは、１課所において、１件の購入実績があり、購入面積は1,003.8㎡、購入金額は約5,581万円となっている。なお、購入までの経緯等は次のとおりである。

・所管課：みどり環境課
・用途等：公園用地（見沼公園）蓮田市見沼町 3062 番
・目　的：公園の永続性担保のため
・地　目：田（公簿）/公園（現況）
・相手方：私人（１人）
・借地料：約 877 千円（年額）
・経緯等：以下のとおり

昭和 55 年度から公園用地として借用する。借用後から複数回の買収交渉を試みるも、契約の成立には至らず。この間に相続による所有者の変更、地域の都市化などを経て、令和３年度の契約更新のタイミングで買収に関する話が具体化される。
令和４年度には所管課において不動産鑑定を実施。令和５年度に調整会議等の所定の手続きを経て買収が完了する。

第４　監査の結果及び提言・要望

１　監査の結果

監査の対象とした令和７年１０月１日現在において、公共用地として借り受けているもの及び令和３年４月１日から令和７年９月３０日の期間に、公共用地として借り受けていた土地を購入したものの事務について、監査の着眼点に則し調査及び監査を行った結果、事務執行は概ね適正であると認められた。一部の課所では、用地の取得に向けて不動産鑑定の準備を行うなど、具体的な意向と動きが確認されたが、大半の用地については借用による事業継続が図られるようである。今後の事務執行にあたっては、次の提言・要望事項に配慮されることを望むものである。

２　提言・要望事項

（１）契約書の作成について

借地契約については、地方自治法第２３４条の３の規定（長期継続契約）に基づき、複数年にまたがる契約を行っているが、同規定では「各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。」とされており、契約書には、この規定に対応するただし書等が必要となる。確認した契約書については、「契約年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約は解除するものとする。」との記載があり、契約書の作成は適正に行われていた。一方、印紙税法に基づく収入印紙の貼付については、各課所において取り扱いが統一されていない事例も散見されたので、認識の共有を図られたい。

（２）伺書への記載事項について

蓮田市財産規則第２６条には「課長は、財産を借入れしようとするときは、次に掲げる事項を記載した伺書に契約書案を添付し、市長の決裁を受けなければならない。」と規定されており、同条第１号から第１０号に伺書に記載すべき事項を列挙している。これらの事項は借地契約の根幹をなすものであり、特に重要な事項であるため、規則においても伺書に記載すべきと規定しているものと考えられる。今回の監査では、これらの事項が伺書に網羅されていない事例が見受けられたので、今後の事務処理にあたっては留意されたい。

（３）庶務課への報告について

蓮田市財産規則第２８条では、公有財産に増減異動があったときは、指定事項を記載した報告書を財産主管課長（庶務課長）に提出しなければならない旨を規定している。今回の監査ではこの報告の範囲や取り扱いに統一性が取れていない部分が散見されたので、的確な報告がなされるよう望むものである。

（４）庁内基準の更新について

監査の結果、賃借料の算定はほとんどの案件について、固定資産税評価額等を基礎とした市の内規に基づいて行われていた。この内規による算定方法は、固定資産税・都市計画税相当額に、地域区分毎に定められた１㎡当たりの単価に借地面積を乗じて得た金額を加算して算出するものである。市として統一的な対応を行うためには、内規や指針の整備が不可欠であり、その算定方法についても理解するところである。一方で地価は、時の経過や社会経済情勢、周辺環境の変化に応じて変動するものであるため、必要に応じて借地料単価の検証、見直しを行うことが望ましいと思慮する。また、見直しに当たってはその根拠についても明確に示しておく必要があると考える。

（５）借地の購入に向けての検討について

今回の監査では多くの事業分野において用地の借り上げが活用されていることが判明した。これは事業の性格や時間的制約、地権者や地元の意向等様々な制約の中で、事業を円滑かつ速やかに推進するために選択されたものと思慮するところであり、その選択については理解するところである。

一方で、道路や公共施設の建物用地が借用となっている事例が散見された。道路等のインフラ施設や公共施設の建物用地については、恒久的に安定的に使用できることが不可欠であるので、相続等による権利関係の複雑化や長期にわたる賃借料の支払いというコスト面などを勘案し、長期的な視点に立って購入するという選択肢についても検討を進められたい。

≪参考資料≫

1　監査対象借地一覧

○総合政策部（危機管理課 19 件）

所管課	所在地	名称	借地面積	単価
危機管理課	東 3 丁目 4352-1	防災行政無線子局　No.3	1.00	1,296
危機管理課	大字閏戸字吹上 1884-1	防災行政無線子局　No.9	0	0
危機管理課	大字笹山字野方 492-1	防災行政無線子局　No.16	9.00	522
危機管理課	大字黒浜字日野手 4963-1	防災行政無線子局　No.17	1.00	1,000
危機管理課	大字江ヶ崎字上 1992-1	防災行政無線子局　No.18	10.00	512
危機管理課	大字黒浜字八貫野 3834-2	防災行政無線子局　No.22	2.25	0
危機管理課	大字駒崎字中郷 260-1	防災行政無線子局　No.27	21.00	407
危機管理課	大字高虫字小日洋 1173-1	防災行政無線子局　No.30	12.00	479
危機管理課	大字井沼字雷電裏 1157-2	防災行政無線子局　No.32	225.00	0
危機管理課	大字根金字東浦 436	防災行政無線子局　No.33	2.25	0
危機管理課	大字南新宿字請野 898-1	防災行政無線子局　No.34	2.25	444
危機管理課	大字閏戸字栗崎 3901	防災行政無線子局　No.37	2.25	0
危機管理課	大字閏戸字湿気 3061	防災行政無線子局　No.38	2.25	0
危機管理課	東 6 丁目 812-1	防災行政無線子局　No.39	2.25	0
危機管理課	大字上平野字強田 718	防災行政無線子局　No.41	2.25	0
危機管理課	大字根金字後塚 1005-2	防災行政無線子局　No.47	2.25	0
危機管理課	大字高虫字高都原 343-2	防災行政無線子局　No.52	0.64	0
危機管理課	大字高虫字前野 1702-1	防災行政無線子局　No.59	1.00	0
危機管理課	大字江ヶ崎字天神台 1752-10	防災行政無線子局　No.61	3.00	333
合　　計			301.64	

危機管理課において、借地面積、単価ともに０となっている案件については、他課が借用契約を行っている用地の一部を借用して事業が行われているため、危機管理課の案件として記載はするが、各集計については他課の契約分に計上するものである。

○環境経済部（自治振興課 17 件・産業振興課 14 件・みどり環境課 19 件）

所管課	所在地	名称	借地面積	単価
自治振興課	貝塚字羽山 997	コミュニティセンター	52.00	420
自治振興課	貝塚字羽山 1020	コミュニティセンター	347.00	420
自治振興課	貝塚字羽山 1013	コミュニティセンター	274.00	420
自治振興課	貝塚字羽山 1016	コミュニティセンター	247.00	420
自治振興課	貝塚字羽山 1009	コミュニティセンター	363.00	420
自治振興課	貝塚字羽山 1014-1	コミュニティセンター	193.74	420
自治振興課	貝塚字羽山 1014-2	コミュニティセンター	51.77	420
自治振興課	貝塚字羽山 1015	コミュニティセンター	479.00	420
自治振興課	貝塚字羽山 1007	コミュニティセンター	330.00	420
自治振興課	貝塚字羽山 1010	コミュニティセンター	234.00	420
自治振興課	貝塚字羽山 1012	コミュニティセンター	208.00	420
自治振興課	貝塚字羽山 1017	コミュニティセンター	442.00	420
自治振興課	貝塚字羽山 1018-1	コミュニティセンター	214.00	444
自治振興課	貝塚字羽山 1018-2	コミュニティセンター	7.65	444
自治振興課	貝塚字羽山 1019-1	コミュニティセンター	342.00	444
自治振興課	貝塚字羽山 1021-4	コミュニティセンター	74.00	444
自治振興課	貝塚字羽山 1018-5	コミュニティセンター	34.57	444
産業振興課	閏戸字曽根 2220 番	閏戸ふれあい農園	1,123.00	30
産業振興課	閏戸字曽根 2221 番	閏戸ふれあい農園	538.00	30
産業振興課	閏戸字曽根 2223 番	閏戸ふれあい農園	1,609.00	30
産業振興課	閏戸字曽根 2222 番	閏戸ふれあい農園	687.00	30
産業振興課	閏戸字曽根 2227 番 1	閏戸ふれあい農園	1,127.00	30
産業振興課	閏戸字曽根 2227 番 2	閏戸ふれあい農園	66.00	30
産業振興課	閏戸字曽根 2226 番 1 の 1 部	閏戸ふれあい農園	1,095.00	30
産業振興課	川島字外野 192 番	川島ふれあい農園	647.00	30
産業振興課	川島字外野 197 番 1	川島ふれあい農園	763.00	30
産業振興課	川島字外野 199 番 1	川島ふれあい農園	952.00	30
産業振興課	川島字外野 194 番 1	川島ふれあい農園	588.00	30
産業振興課	川島字外野 196 番	川島ふれあい農園	383.00	30

産業振興課	川島字外野 195 番 1	川島ふれあい農園	267.00	30
産業振興課	根金字東浦 425 番 1	根金運動広場	4,573.36	215
産業振興課	根金字東浦 425 番 2			
産業振興課	根金字東浦 436 番			
みどり環境課	大字江ヶ崎 1794 番 19 外	東埼玉病院敷地内 暫定バス転回場	4,430.11	435
みどり環境課	上 2 丁目 3637 番 1 の一部外	ふれあいの森	2,538.11	0
みどり環境課	大字城 755 番外	ふわふあの森	4,893.91	0
みどり環境課	大字江ヶ崎 1756 番 1 の一部	天神台児童公園	26.56	0
みどり環境課	大字蓮田 2463 番 2 外	綾瀬せせらぎ公園	1,789.47	0
みどり環境課	大字蓮田 2428 番 2 外	綾瀬やすらぎふれあい 公園	3,383.00	0
みどり環境課	大字蓮田 2060 番 6 外	下蓮田公園	1,288.06	0
みどり環境課	大字閏戸 1485 番外	ひょうたん池公園	3,180.00	0
みどり環境課	大字閏戸 1541 番 2 外	堤外公園	5,180.00	0
みどり環境課	大字高虫 818 番 2 外	後野公園(うしろや)	2,670.00	0
みどり環境課	緑町 1 丁目 64 番 1 外	元荒川河川敷公園(緑町)	8,584.95	0
みどり環境課	椿山 1 丁目 75 番外	元荒川河川敷公園 (椿山 1 丁目)	9,641.67	0
みどり環境課	椿山 2 丁目 107 番 1 外	元荒川河川敷公園(椿山)	8,025.53	0
みどり環境課	黒浜 1061 番地 1	蓮田市環境学習館	2,107.79	456
みどり環境課	本町 3846－16	蓮田駅東口駅前トイレ	37.70	0
みどり環境課	綾瀬 2413 番地 221 先	ゴミ集積所用地	1.62	0
みどり環境課	綾瀬 2477 番地 54 先	ゴミ集積所用地	1.62	0
みどり環境課	綾瀬 2477 番地 54 先	ゴミ集積所用地	1.80	0
みどり環境課	綾瀬 2345 番地 46 先	ゴミ集積所用地	2.88	0
合　　計			76,096.87	

○健康福祉部（障がい者支援課 1 件・長寿支援課 2 件）

所管課	所在地	名称	借地面積	単価
障がい者支援課	大字根金字二本木 1481 番 7	蓮田はなみずき作業所駐車場	246.00	0
長寿支援課	蓮田 4 丁目 236	蓮田市老人福祉センター	4,703.00	1,035
長寿支援課	蓮田 4 丁目 237	蓮田市老人福祉センター	377.00	432
合　　計			5,326.00	

○都市整備部（道路課 5 件・都市計画課 1 件）

所管課	所在地	名称	借地面積	単価
道路課	黒浜字新切山 3535 番 215,3456 番 9 の一部、3483 番 18 の一部	道路	762.58	1,660
道路課	江ヶ崎字天神台 1759 番の一部	道路	25.20	192
道路課	根金字二本木 1559 番 1、1559 番 2 の各一部	排水管用地	95.23	312
道路課	緑町二丁目 2158 番 3、2158 番 5 の一部、2158 番 4 の一部	排水管用地	146.45	588
道路課	閏戸字堤外 1564 番 1 の一部	排水管用地	12.00	192
都市計画課	本町 3971 番 6	排水施設用地	21.00	1,176
合　　計			1,062.46	

○上下水道部（水道課 2 件・下水道課 27 件）

所管課	所在地	名称	借地面積	単価
水道課	大字閏戸字野久保 271 番 1 の一部	浄水場案内標識用地	1.20	833
水道課	大字蓮田字桑原 1069 番 4	追加塩素注入施設用地	48.46	649
下水道課	大字蓮田 1435 番地 5 他 4 筆	下水道管埋設	18.00	0
下水道課	大字黒浜 2798-3　外 2 筆	下水道管埋設	17.00	847
下水道課	大字城字西谷 685 番の一部	南新宿第一雨水幹線用地	22.47	192
下水道課	大字城字西谷 684 番の一部	南新宿第一雨水幹線用地	22.84	192

下水道課	大字城字西谷 682 番 3 の一部、大字城字西谷 702 番 4 の一部、大字黒浜字拾九町 5335 番 1 の一部	南新宿第一雨水幹線用地	135.27	192
下水道課	大字黒浜字拾九町 5335 番 3 の一部	南新宿第一雨水幹線用地	9.61	228
下水道課	大字城字平内島 799 番 1 の一部、799 番 3 の一部	南新宿第一雨水幹線用地	52.95	252
下水道課	大字黒浜字宿浦 1770 番の一部	公共 MP 制御盤用地	1.00	1,000
下水道課	大字黒浜字天神前 1309 番 1 の一部	公共 MP 制御盤用地	3.00	333
下水道課	大字上平野字上綾瀬 609 番 1 の一部	農集 MP 制御盤用地	1.00	1,000
下水道課	大字上平野字長島谷 1935 番 1 の一部	農集 MP 制御盤用地	1.00	1,000
下水道課	大字上平野字下綾瀬 56 番 1 の一部	農集 MP 制御盤用地	1.00	1,000
下水道課	大字上平野字強田 833 番 1 の一部	農集 MP 制御盤用地	1.00	1,000
下水道課	大字高虫字前野 1360 番 8 の一部	農集 MP 制御盤用地	1.00	1,000
下水道課	大字高虫字前野 1622 番の一部	農集 MP 制御盤用地	1.00	1,000
下水道課	大字高虫字小日洋 1094 番 4 の一部	農集 MP 制御盤用地	1.00	1,000
下水道課	大字高虫字小日洋 1238 番 1 の一部	農集 MP 制御盤用地	1.00	1,000
下水道課	大字駒崎字上郷 233 番の一部	農集 MP 制御盤用地	1.00	1,000
下水道課	大字駒崎字下 1244 番 1 の一部	農集 MP 制御盤用地	1.00	1,000
下水道課	大字井沼字的場 264 番の一部	農集 MP 制御盤用地	1.00	1,000
下水道課	大字駒崎字上郷 237 番 1 の一部	農集 MP 制御盤用地	1.00	1,000
下水道課	大字根金字西浦 1021 番 18 の一部	農集 MP 制御盤用地	1.00	1,000
下水道課	大字根金字西浦 1157 番 1 の一部	農集 MP 制御盤用地	1.00	1,000
下水道課	大字根金字東浦 379 番 1 の一部	農集 MP 制御盤用地	1.00	1,000
下水道課	大字根金字東浦 650 番 1 の一部	農集 MP 制御盤用地	1.00	1,000
下水道課	大字貝塚字山の神 3 番 2 の一部	農集 MP 制御盤用地	1.00	1,000

下水道課	大字根金字長沼 167 番 1 の一部	農集 MP 制御盤用地	1.00	1,000
合　　計			349.80	

○学校教育部（教育総務課 12 件・学校教育課 2 件）

所管課	所在地	名称	借地面積	単価
教育総務課	東六丁目 799 番 1	蓮田南小学校	605.17	1,104
教育総務課	閏戸字北原 3237 番先	蓮田北小学校	191.59	193
教育総務課	井沼字後塚 883 番 1	平野小学校/平野中学校	6.00	180
教育総務課	井沼字後塚 884 番 1	平野小学校/平野中学校	24.00	192
教育総務課	井沼字後塚 884 番 2	平野小学校/平野中学校	11.00	192
教育総務課	黒浜字南原 752 番 5	黒浜南小学校	187.00	312
教育総務課	井沼字後塚 883 番 1	平野小学校/平野中学校	1,960.00	0
教育総務課	井沼字後塚 877 番 1	平野小学校/平野中学校	158.00	0
教育総務課	井沼字後塚 881 番 2	平野小学校/平野中学校	528.00	0
教育総務課	井沼字後塚 882 番 1	平野小学校/平野中学校	1,001.00	0
教育総務課	井沼字後塚 930 番 1	平野小学校/平野中学校	760.00	0
教育総務課	井沼字後塚 931 番 1	平野小学校/平野中学校	955.00	0
学校教育課	大字黒浜字南原 786 番	黒浜南小学校	204.00	336
学校教育課	大字黒浜字南原 787 番	黒浜南小学校	231.00	336
合　　計			6,821.76	

○生涯学習部（保育課 3 件・社会教育課 6 件・文化スポーツ課 9 件）

所管課	所在地	名称	借地面積	単価
保育課	蓮田市蓮田 2 丁目 183 番地	児童センター及び 蓮田南保育園敷地	1,284.16	1,056
保育課	蓮田市大字黒浜字岡手山 3119 番、3120 番、3123 番、3121 番	黒浜保育園敷地	2,477.96	424
保育課	蓮田市大字黒浜字岡手山 3131-1 の一部	黒浜保育園駐車場	349.02	324
社会教育課	上二丁目 3637 番 1 の一部	図書館駐車場	288.99	984
社会教育課	関山三丁目 3648 番 1 の一部	図書館駐車場	786.41	1,020

社会教育課	関山三丁目 3649 番 1 の一部	図書館駐車場	426.19	996
社会教育課	関山三丁目 3650 番 1	図書館駐車場	40.00	996
社会教育課	大字閏戸字野久保 264 番 1 の一部	埋蔵文化財整理室	32.00	228
社会教育課	大字閏戸字野久保 265 番 3 の一部	埋蔵文化財整理室	9.00	252
文化スポーツ課	大字閏戸字吹上 1882－1	閏戸運動場	89.00	0
文化スポーツ課	大字閏戸字吹上 1883	閏戸運動場	1,434.00	0
文化スポーツ課	大字閏戸字吹上 1884－1	閏戸運動場	1,389.00	0
文化スポーツ課	大字閏戸字吹上 1900	閏戸運動場	945.00	0
文化スポーツ課	大字閏戸字吹上 1901	閏戸運動場	826.00	0
文化スポーツ課	大字閏戸字吹上 1902	閏戸運動場	1,206.00	0
文化スポーツ課	大字黒浜字雅楽谷 4433-1	トーモクグラウンド	26,098.00	0
文化スポーツ課	大字黒浜字雅楽谷 4450-1	トーモクグラウンド	610.00	0
文化スポーツ課	大字黒浜字雅楽谷 4467-6	トーモクグラウンド	88.00	0
合　　計			38,378.73	

○消防本部（消防総務課 6 件）

所管課	所在地	名称	借地面積	単価
消防総務課	大字上平野字強田 787 番地先	防火水槽用地	9.94	312
消防総務課	東 2 丁目 4123 番 7 の一部	防火水槽用地	23.00	1,128
消防総務課	大字上平野字強田 786 番 1 の一部	防火水槽用地	11.80	312
消防総務課	大字蓮田字下出 1767 番 2 の一部	防火水槽用地	42.12	312
消防総務課	大字高虫字高都原 388 番 1 の一部	防火水槽用地	27.60	0
消防総務課	大字根金字東浦 436	防火水槽用地	27.59	0
合　　計			142.05	

２　令和６年度決算状況

（13 使用料及び賃借料）決算書抜粋　単位：円

※監査対象とした公共用地の土地賃借料に該当する部分を抜粋したもの。

なお、公営企業に関するものは含まない。

頁	款	項	目	節（使用料及び賃借料）
72	総務費	総務管理費	コミュニティ施設費 ［自治振興課］	コミュニティセンター運営事業 土地賃借料　1,651,502
102	民生費	社会福祉費	社会福祉施設費 ［長寿支援課］	老人福祉センター運営事業 土地賃借料　5,030,616
122	民生費	児童福祉費	保育所費 ［保育課］	保育所運営事業 土地貸借料　1,164,631
128	民生費	児童福祉費	児童センター費 ［保育課］	児童センター運営事業 土地貸借料　1,356,073
154	衛生費	保健衛生費	環境学習館費 ［みどり環境課］	環境学習館運営事業 土地貸借料　961,153
162	農林水産業費	農業費	農業振興費 ［産業振興課］	ふれあい農園管理運営事業 土地貸借料　295,350
164	農林水産業費	農業費	農業振興費 ［産業振興課］	根金運動広場管理運営事業 土地貸借料　985,120
176	土木費	道路 橋りょう費	道路維持費 ［道路課］	道路維持補修事業 土地貸借料　1,388,967
180	土木費	都市計画費	都市計画総務費 ［都市計画課］	都市計画業務経費 土地貸借料　24,696
186	土木費	都市計画費	公園費 ［みどり環境課］	公園維持管理業務経費 土地貸借料　2,455,400
198	消防費	消防費	消防施設費 ［消防総務課］	防火水槽整備事業 土地貸借料　45,870
202	消防費	消防費	災害対策費 ［危機管理課］	防災行政無線等維持管理事業 土地貸借料　28,412
218	教育費	小学校費	学校管理費 ［学校教育課］	小学校維持業務経費 土地貸借料　220,416

224	教育費	小学校費	学校施設費 ［教育総務課］	小学校施設維持管理事業 土地貸借料　771,313
240	教育費	社会教育費	図書館費 ［社会教育課］	図書館維持管理事業 土地貸借料　1,550,832
244	教育費	社会教育費	文化財保護費 ［社会教育課］	埋蔵文化財整理室維持管理事業 土地貸借料　9,948

３　令和７年度予算状況

（13 使用料及び賃借料）予算書抜粋　単位：円

※監査対象とした公共用地の土地賃借料に該当する部分を抜粋したもの。

なお、公営企業に関するものは含まない。

頁	款	項	目	節（使用料及び賃借料）
54	総務費	総務管理費	コミュニティ施設費 ［自治振興課］	コミュニティセンター運営事業 土地貸借料　1,652,000
78	民生費	社会福祉費	社会福祉施設費 ［長寿支援課］	老人福祉センター運営事業 土地賃借料　5,031,000
92	民生費	児童福祉費	保育所費 ［保育課］	保育所運営事業 土地貸借料　1,165,000
96	民生費	児童福祉費	児童センター費 ［保育課］	児童センター運営事業 土地貸借料　1,357,000
113	衛生費	保健衛生費	環境学習館費 ［みどり環境課］	環境学習館運営事業 土地貸借料　962,000
121	農業水産業費	農業費	農業振興費 ［産業振興課］	ふれあい農園管理運営事業 土地貸借料　296,000
121	農業水産業費	農業費	農業振興費 ［産業振興課］	根金運動広場管理運営事業 土地貸借料　986,000
130	土木費	道路 橋りょう費	道路維持費 ［道路課］	道路維持補修事業 土地貸借料　1,439,000
133	土木費	都市計画費	都市計画総務費 ［都市計画課］	都市計画業務経費 土地貸借料　25,000

138	土木費	都市計画費	公園費 ［みどり環境課］	公園維持管理業務経費 土地貸借料　3,000,000
148	消防費	消防費	非常備消防費 ［消防総務課］	消防水利整備事業 土地貸借料　47,000
150	消防費	消防費	災害対策費 ［危機管理課］	防災行政無線等維持管理事業 土地貸借料　29,000
162	教育費	小学校費	学校管理費 ［学校教育課］	小学校維持業務経費 土地貸借料　221,000
166	教育費	小学校費	学校施設費 ［教育総務課］	小学校施設維持管理事業 土地貸借料　772,000
179	教育費	社会教育費	図書館費 ［社会教育課］	図書館維持管理事業 土地貸借料　1,551,000
180	教育費	社会教育費	文化財保護費 ［社会教育課］	埋蔵文化財整理室維持管理事業 土地貸借料　10,000

４　蓮田市財産規則（昭和３９年７月１日規則第 14 号）抜粋

第 26 条　課長は、財産を借入れしようとするときは、次に掲げる事項を記載した伺書に契約書案を添付し、市長の決裁を受けなければならない。

（１）　財産の種類

（２）　借入目的

（３）　理由

（４）　財産の明細（土地については地番、地目及び地積を、建物については所在する位置、構造、種目及び床面積を、その他の財産については数量等を記載すること。）

（５）　相手方の住所及び氏名

（６）　賃借料の額及び算出の根拠

（７）　賃借料の支払の方法及び時期

（８）　借受けの期間

（９）　予算額及び経費の支払科目

(10)　前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

（教育財産管理の特例）

第 27 条　教育委員会が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 2 号の規定により行政財産を管理するに当たっては、第 11 条、第 13 条、第 14 条及び第 17 条中「財産主管課長」とあるのは「教育委員会教育長」と、第 14 条、第 16 条及び第 17 条中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えて適用するものとする。

（財産主管課長への報告）

第 28 条　課長は、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 14 条、第 22 条、第 23 条及び第 26 条の規定により、公有財産に増減異動があったときは、次に掲げる事項を記載した報告書を財産主管課長に提出しなければならない。

（1）　公有財産の種類及び種目
（2）　公有財産の所在する位置
（3）　用途
（4）　地積又は床面積
（5）　数量
（6）　価格
（7）　得喪及び変更の年月日並びにその原因
（8）　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

5　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）抜粋

（債務負担行為）

第二百十四条　歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

（長期継続契約）

第二百三十四条の三　普通地方公共団体は、第二百十四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。